

## ◎国会職員の配偶者同行休業に関する

### 法律（平成二五年一月二日法律第八〇号）（衆）

#### 一、提案理由（平成二五年一月八日・衆議院本会議）

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会職員の配偶者同行休業に関する法律案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

（略）

本法律案及び規程案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出いたしました。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院議院運営委員長報告

（平成二五年一月一五日）

○岩城光英君 ただいま議題となりました法律案につきまし

て、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。国会職員の配偶者同行休業に関する法律案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注）衆議院においては、委員会の審査は省略された。